

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について〔3月末に専決処分にて改正予定の条例〕

資料 1

令和6年度税制改正大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、**国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準がそれぞれ変更されること**となり、令和6年3月末に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日に施行される予定となっています。

これを受けて、本市においても長久手市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分にて3月末に行う予定です。

1 国民健康保険税の課税限度額の変更(予定)

(1) 改正の予定内容

後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を次のとおり引き上げます。

区分	改正前	改正後	引上げ額
基礎課税額	65万円	65万円	変更なし
後期高齢者支援金等課税額	22万円	24万円	2万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	変更なし
合計	104万円	106万円	

(2) 今後の影響

国民健康保険税の課税額が年間約340万円増加することが見込まれます。

(3) 影響世帯（推計）

改正前の限度額超過世帯184世帯

世帯の保険税額が100円から2万円増加することが見込まれます。

	後期高齢者支援金等課税額限度額に達する収入 ※給与収入のみの単身世帯の場合	限度額超過 世帯数
改正前	収入1,007万円（所得789万円）以上	184世帯
改正後	収入1,085万円（所得863万円）以上	157世帯

27世帯減少

※令和6年1月試算

(4) 県内の課税限度額の状況（令和5年度）

限度額(円)	104万	103万	102万
市町村数	43	1	10

(5) 施行日

令和6年4月1日

2 国民健康保険税の軽減判定所得の基準の変更(予定)

(1) 改正の予定内容

国民健康保険税（均等割・平等割）の2割軽減及び5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を次のとおり引き上げます。

		軽減措置の対象となる基準（世帯所得）	
改正前	2割軽減	43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円 +	53.5万円 × 被保険者数
	5割軽減	43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円 +	29万円 × 被保険者数
改正後	2割軽減	43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円 +	54.5万円 × 被保険者数
	5割軽減	43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円 +	29.5万円 × 被保険者数

(2) 今後の影響

国民健康保険税の課税額が年間約81万円減少することが見込まれます。

	改正前軽減額	改正後軽減額	課税額の増減
2割軽減	1,111万円	1,125万円	14万円減少
5割軽減	2,898万円	2,965万円	67万円減少

※令和6年1月試算

(3) 影響世帯：軽減対象世帯（推計）

軽減対象世帯が17世帯増加することが見込まれます。

	変更前	変更後
2割軽減	532世帯	538世帯
5割軽減	597世帯	608世帯

6世帯増

11世帯増

※令和6年1月試算

(4) 施行日

令和6年4月1日